KEISATSU
KORON
付録

法学一問一答2023

立花書房

法学一問一答

2023

目 次
Contents

憲法	p.012
行政法	p.046
刑法	p.078
刑事訴訟法	p.150

本書の利用ガイド

法学４法を収録

問題は出題可能性の
高いものを網羅

2 基本的人権総論

総論

006 □□□	基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として保障されるものの、公共の福祉によって制限を受けることがある。	基本的人権といえども、公共の福祉に反しない範囲で認められるものである。 ○
007 □□□	自由権的基本権とは、個人が家から干渉を受けることの権利のことをいい、裁判を受ける権利等がこれに当たる。	自由権は、受益権の内容の自由や人身の自由等が自由権的基本権の内容として挙げられる。 ×
008 □□□	社会権的基本権とは、個人の実質的な権利自由を確保するために国家の積極的な介入を要求する権利をいい、生存権等がこれに当たる。	社会権的基本権は、生存権のほか、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権がある。 ○

基本的人権の限界

009 □□□	公務員には、憲法を尊重擁護する旨の宣誓義務が法律により課せられているが、これは思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法に違反しない。	そもそも公務員の憲法尊重擁護義務を規定するものである（憲法 99 条）から、特定の憲法解釈を内容とする宣誓等を行わせるのでない限り、宣誓義務を課すことは憲法違反とはいえない。 ○
010 □□□	公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的な公平の原理と考えられている。	枝文のとおり。 ○

憲法
行政法
刑法
刑事訴訟法

問題の正誤を
○×で表示

解説欄

問題欄
枝文の数は 1,000

１ページに問題と
解説が収まっています。
（業界初！）

アプリでも
学習できる！

憲法

憲法総論

★☆☆ 基本原理……001
★★☆ 天皇……003

基本的人権総論

★★☆ 総論……006
★★☆ 基本的人権の限界……009
★★★ 人権の享有主体……014
★★★ プライバシー権
(肖像権を含む)……017
★☆☆ 法の下の平等……021

精神的自由権

★★☆ 思想・良心の自由……026
★☆☆ 信教の自由……030
★★★ 表現の自由……035

人身の自由

★★★ 法定手続の保障……044
★★★ 不当な逮捕からの自由……046
★★★ 不当な抑留及び
拘禁からの自由……049
★★★ 住居の不可侵……052
★★★ 被告人の権利……056
★★★ 黙秘権と自白の
証拠能力・証明力……062
★★★ 遡及処罰の禁止、
一事不再理等……067

経済的自由権

★☆☆ 職業選択の自由……070
★☆☆ 居住・移転の自由……073
★☆☆ 財産権……077

社会権的基本権

★☆☆ 教育を受ける権利……083
★☆☆ 勤労の権利……085
★☆☆ 労働基本権……086

受益権

★☆☆ 請願権……091
★★☆ 刑事補償請求権……096

参政権

★☆☆ 参政権全般……101

国民の義務

★☆☆ 国民の義務全般……104

国会

★★☆ 衆議院の優越……109
★★☆ 会期……114
★★☆ 国会議員の特権……119

内閣

★★☆ 内閣の地位・権限……122
★★☆ 内閣総理大臣の地位・権限……127

裁判所

★★☆ 司法権総論……132
★★☆ 違憲審査権……134

地方自治

★☆☆ 地方自治全般……139
★☆☆ 条例……144

憲法改正

★★☆ 憲法改正全般……147

※★は重要度を表します。

行政法

警察法

★★★ 警察の目的・責務……001
★★☆ 国家公安委員会……003
★★★ 都道府県警察……008
★★☆ 都道府県公安委員会……013
★★★ 都道府県警察相互間の関係……018
★★★ 管轄区域外の職権行使……025
★★☆ 緊急事態の特則……030
★★☆ 苦情の申出……032

警察官職務執行法

★★★ 職務質問……037
★★★ 自動車検問……042
★★★ 所持品検査……046
★★★ 任意同行……053
★★★ 凶器捜検……058
★★★ 保護……063
★★★ 避難等の措置……071
★★★ 犯罪の予防・制止……081
★★★ 立入り……087
★★★ 武器の使用……098

行政法総論

★☆☆ 行政処分……109
★☆☆ 権限の委任・代理……116
★☆☆ 即時強制……120

公務員法

★★★ 地方公務員の服務……123
★★★ 懲戒と分限……130

行政救済法

★☆☆ 行政不服審査法……137
★★☆ 国家賠償法……145

刑 法

罪刑法定主義

★☆☆ 意義……001
★☆☆ 慣習刑法排斥の原則……002
★☆☆ 命令による罰則の可否……003
★☆☆ 絶対的不定期刑の禁止……004
★☆☆ 類推解釈の禁止……006
★☆☆ 遡及処罰の禁止……009

刑法の場所的適用範囲

★☆☆ 国内犯……011
★☆☆ 全ての者の国外犯……012
★☆☆ 国民の国外犯……013
★☆☆ 国民以外の者の国外犯……014
★☆☆ 外国判決の効力……015

刑法の時間的適用範囲

★☆☆ 犯罪後の刑の変更……016
★☆☆ 刑罰法規の効力……018

刑罰

★☆☆ 刑罰の種類……021
★☆☆ 刑罰の適用……025

構成要件該当性

★☆☆ 犯罪の成立要件……026
★★☆ 不作為犯……029
★★☆ 間接正犯……036
★★☆ 因果関係……040
★☆☆ 犯罪の区分……043

違法性

★☆☆ 違法性総論……046
★★☆ 正当行為……048
★★★ 正当防衛……052
★★★ 緊急避難……063
★☆☆ 自救行為……070
★☆☆ 被害者の承諾……072

責任（有責性）

★★☆ 責任能力……076
★★★ 故意……086
★★★ 錯誤……091
★★★ 過失……106

未遂

★★★ 未遂総論……111
★★★ 実行の着手……118
★★★ 中止未遂と障害未遂……123
★☆☆ 不能犯……129

共犯

★★☆ 共犯総論……136
★★★ 共同正犯……139
★★☆ 教唆犯……149
★★☆ 幇助犯……156
★★★ 共犯の諸問題……161

罪数

★☆☆ 罪数全般……171

個人的法益に対する罪①

★★☆ 暴行罪・傷害罪……176
★★☆ 遺棄の罪……191
★☆☆ 逮捕・監禁罪……198
★★☆ 脅迫罪……201
★☆☆ 略取・誘拐罪……209
★★☆ 住居侵入罪……214
★★☆ 業務妨害罪……221
★☆☆ 名誉毀損罪、侮辱罪……226
★★★ 性的自由に対する罪……229

個人的法益に対する罪②

★☆☆ 財産罪総論……236
★★★ 窃盗罪……240
★★★ 強盗の罪……256
★★★ 事後強盗罪……260
★★★ 強盗・強制性交等罪……266
★★★ 詐欺の罪……269
★★☆ 恐喝の罪……281
★★☆ 横領の罪……286
★★☆ 毀棄・隠匿の罪……291

社会的法益に対する罪

★★☆ 放火の罪……296
★★★ 文書偽造の罪……310

国家的法益に対する罪

★★★ 公務執行妨害罪……326
★★★ 逃走の罪……337
★☆☆ 賄賂の罪……343

刑事訴訟法

刑事手続に関与する者

★★☆ 司法警察職員……001
★★☆ 捜査機関相互の関係……012
★★☆ 被疑者・弁護人……022
★★★ 被疑者国選弁護制度……033
★★★ 接見交通権……040

捜査総論

★★☆ 任意捜査と強制捜査……053

捜査の端緒

★★☆ 検視……058
★★★ 告訴……062
★★★ 告発……073
★☆☆ 自首……079

通常逮捕

★★★ 通常逮捕の要件等……086
★★★ 軽微犯罪の特則……089
★★★ 通常逮捕状の請求・発付・執行……090
★★★ 逮捕状の緊急執行……098

緊急逮捕

★★★ 緊急逮捕の要件……102
★★★ 緊急逮捕の実行……107
★★★ 緊急逮捕状の請求・執行……109
★★★ 緊急逮捕状の請求が却下された場合……115

現行犯逮捕

★★★ 現行犯逮捕の要件……117
★★★ 軽微犯罪の特則……126
★★★ 現行犯逮捕の実行……128
★★★ 準現行犯逮捕……133
★★★ 逮捕後の手続……139

逮捕・勾留に関する諸問題

★★☆ 逮捕・勾留に関する諸問題……146

公訴時効

★☆☆ 公訴時効期間……155
★☆☆ 公訴時効の開始・停止……157

令状による捜索・差押え

★★★ 捜索差押許可状……163

令状によらない捜索・差押え

★★★ 逮捕するための被疑者の捜索 175
★★★ 逮捕の現場における捜索・差押え……178

捜索・差押えの実施

★★★ 捜索差押許可状の夜間執行……185
★★★ 捜索・差押えの立会人（令状による捜索・差押え）……192
★★★ 捜索・差押えの立会人（令状によらない捜索・差押え）……196
★★☆ 押収拒絶権……199
★★★ 捜索・差押えに必要な処分……202
★★★ 執行中の出入禁止……212
★★★ 捜索・差押え実施に係るその他の措置……215
★★★ 捜索・差押え終了後の措置……218
★★★ 押収物の保管、廃棄、換価処分等……221
★★★ 還付・仮還付……223
★★☆ 郵便物に対する捜索・差押え……227

電磁的記録に関する新たな捜査方法

★★☆ リモートアクセス……229
★★☆ 記録命令付差押え……231
★★☆ 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法……233

その他の物的証拠の収集

★★★ 検証（身体検査を含む）・実況見分……234
★★★ 鑑定……241
★★★ 領置……247

その他の捜査

★★☆ 強制採尿・強制採血……254
★☆☆ 通信傍受……261
★★☆ 公務所等に対する照会（捜査関係事項照会）……266
★★☆ 写真撮影……271
★★☆ 任意同行……277

供述証拠の収集

★☆☆ 被疑者の取調べ……285

証拠等

★☆☆ 公判前整理手続……296
★☆☆ 即決裁判手続……300
★☆☆ 略式手続……305
★☆☆ 合意制度……307
★☆☆ 刑事免責……311
★★☆ 自白法則……317
★★☆ 補強法則……323
★☆☆ 伝聞法則（総論）……330
★☆☆ 伝聞法則（被告人の供述調書・供述書）……332
★☆☆ 伝聞法則（裁判官面前調書）……334
★☆☆ 伝聞法則（司法警察職員面前調書）……335
★☆☆ 伝聞法則（捜査機関の検証調書）……337
★☆☆ 伝聞法則（鑑定書）……340
★☆☆ 伝聞法則（特に信用できる書面）……341
★☆☆ 伝聞法則（同意書面）……344
★★☆ 違法収集証拠……345

略称一覧

※主な法令名・五十音順

か	**感染症法**	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
	行審法	行政不服審査法
	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	憲法	日本国憲法
	国賠法	国家賠償法
	国公法	国家公務員法
さ	**裁判員法**	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
た	**地公法**	地方公務員法
	地自法	地方自治法
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	道交法	道路交通法
	独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
は	**犯捜規**	犯罪捜査規範
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	暴力行為等処罰法	暴力行為等処罰ニ関スル法律
ま	**酩酊者規制法**	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
ら	**留置規則**	被留置者の留置に関する規則

※判例

大判（決）＝大審院判決（決定）
最判（決）＝最高裁判所判決（決定）
最大判（決）＝最高裁判所大法廷判決（決定）
高判（決）＝高等裁判所判決（決定）
地判（決）＝地方裁判所判決（決定）
明＝明治
大＝大正
昭＝昭和
平＝平成
令＝令和

憲 法

1 憲法総論

基本原理

001 □□□	憲法の基本原理は、国民主権、基本的人権の尊重及び平和主義の３つである。	憲法前文。 ○
002 □□□	基本的人権とは、人が人であることにより生まれながらにして有する権利であって、行政、立法その他いかなる権力をもってしても侵すことができない。	日本国憲法が保障する基本的人権は普遍的な権利であり、いかなる権力であっても侵害することは許されない。 ○

天皇

003 □□□	国会は、天皇の国事行為に関して助言と承認を行い、その責任を負う。	「国会」は誤り。天皇の国事行為に関して助言と承認を行い、その責任を負うのは、内閣である（憲法３条）。 ×
004 □□□	天皇は、象徴としての地位のみを有し、国政に関する権能を有しない。	憲法４条１項。 ○
005 □□□	天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。	憲法６条１項。天皇による内閣総理大臣の任命は国会の指名に基づくことを要するのであり、国会の指名がなされると、衆議院議長から、内閣を経由して天皇に奏上する（国会法 65 条２項）。 ○

2 基本的人権総論

総論

006	基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として保障されるものの、公共の福祉によって制限を受けることがある。	基本的人権といえども、公共の福祉に反しない範囲で認められるものである。	○
007	自由権的基本権とは、個人が国家から干渉を受けることのない権利のことをいい、裁判を受ける権利等がこれに当たる。	裁判を受ける権利は、受益権の1つである。表現の自由や人身の自由等が自由権的基本権の内容として挙げられる。	×
008	社会権的基本権とは、個人の実質的な権利自由を確保するために国家の積極的な介入を要求する権利をいい、生存権等がこれに当たる。	社会権的基本権は、生存権のほか、教育を受ける権利、勤労の権利、労働基本権がある。	○

基本的人権の限界

009	公務員には、憲法を尊重擁護する旨の宣誓義務が法律により課せられているが、これは思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法に違反しない。	そもそも憲法自体が公務員の憲法尊重擁護義務を規定するものである（憲法99条）から、特定の憲法解釈を内容とする宣誓等を行わせるのでない限り、宣誓義務を課すことは憲法違反とはいえない。	○
010	公共の福祉とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的な公平の原理と考えられている。	枝文のとおり。	○

011 □□□	公共の福祉による制約は、個々の場合ごとに様々であることから、その合憲性は、制約される権利の性質、制約により保護される利益、制約の手段等を総合的に検討して判断するほかない。	枝文のとおり。 ○
012 □□□	基本的人権が公共の福祉を理由に制限される場合は、憲法の各条文に制限の可能性が明示されている。	公共の福祉による制限が明示されているか否かにかかわらず、全ての人権は公共の福祉を理由に制限され得る。 ×
013 □□□	公共の福祉は、その調整の目的によって、「自由国家的公共の福祉」と「社会国家的公共の福祉」に分類される。	枝文のとおり。 ○

人権の享有主体

014 □□□	外国人の基本的人権は、性質上日本国民を対象としたものを除き、原則として保障される。	最大判昭 53.10. 4 。 ○
015 □□□	入国の自由は外国人に保障されない。国際慣習法上、外国人の入国を認めるかどうかは、当該主権国家の自由裁量である。	最大判昭 53.10.4。 ○
016 □□□	外国人の経済的自由は、日本国民と異なる一定の制約を受け、職業選択の自由も制限され得る。	外国人に対する職業選択の自由については、合理的理由のある場合に公共の福祉による制限を行うことは可能である。 ○

プライバシー権（肖像権を含む）

017 □□□	何人も、その承諾なしにみだりに容貌・姿態を撮影されない自由が憲法上保障されており、警察官が、その業務において正当な理由もなく個人の容貌等を撮影することは、憲法の趣旨に違反し、許されない。	最大判昭 44.12.24。 ○
018 □□□	被疑者が犯人である疑いを持つ合理的な理由が存在し、重大犯罪の犯人特定のための重要な判断に必要な証拠資料を入手する目的で、通常、人が他人から容貌等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所で、警察官が被疑者の容貌を必要な限度でビデオ撮影したことは、任意処分として許される。	最決平 20.4.15。 ○
019 □□□	市区町村長が弁護士法に基づく照会に漫然と応じ、前科等の全てを報告することは、公権力の違法な行使に当たらない。	市区町村長が弁護士法に基づく照会に漫然と応じ、前科等の全てを報告することは、公権力の違法な行使に当たる（最判昭 56.4.14）。 ×
020 □□□	自動速度監視装置により速度違反車両の運転者及び同乗者の容貌を写真撮影することは、憲法 13 条に違反しない。	最判昭 61.2.14。 ○

法の下の平等

021 □□□	憲法 14 条 1 項における「法の下の平等」とは、法の適用の平等だけでなく、法の内容の平等も意味する。	法の下の平等を実現するためには、法適用の平等だけでは不十分であるから、憲法 14 条は法の内容が平等であることまで求めている。 ○
022 □□□	憲法が保障する「平等」とは、個人を一律に平等に取り扱う絶対的な平等ではなく、同一の条件と事情の下では均等に取り扱う相対的な平等である。	人には置かれた状況、能力等に違いがあり、機械的に等しい取扱いを貫くことがかえって不合理な結果をもたらすこともある。したがって、憲法 14 条 1 項にいう平等とは、合理的な理由があれば異なる取扱いも許されるとする相対的平等である。判例も、合理的区別は許容されるとしている（最大判昭 39.5.27）。 ○
023 □□□	選挙犯罪による処罰者の選挙権等を停止することは、選挙の公正確保の観点から、合理的差別と認められる。	最大判昭 30.2.9。 ○
024 □□□	法律で、非嫡出子の相続分を嫡出子より低く定めていたとしても、法の下の平等を定めた憲法の規定に反しない。	非嫡出子の法定相続分を嫡出子のそれの 2 分の 1 と定める改正前民法 900 条 4 号ただし書は、憲法 14 条 1 項に反し違憲である（最大決平 25.9.4）。 ×
025 □□□	法律で、女性の再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日後 6 か月間と定めていたとしても、法の下の平等を定めた憲法の規定に反しない。	女性の再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日後 6 か月間と定める改正前民法 733 条 1 項について、100 日を超える部分は過剰な制約であり、憲法 14 条 1 項に反し違憲である（最大判平 27.12.16）。 ×

3 精神的自由権

思想・良心の自由

026	思想及び良心の自由はこれを侵してはならず、憲法上、内心の自由が保障されている。	憲法 19 条。内心における思想・良心の自由は、人間のあらゆる活動の根底をなすものである。 ○
027	思想及び良心とは、前者は論理的なものの見方を、後者は倫理的なものの見方をいうが、その判別が困難な場合もあり、あえて区別する実益はない。	枝文のとおり。 ○
028	市立小学校の入学式で、校長が、音楽教諭に対し「君が代」のピアノ伴奏を命ずることは、違憲とはいえない。	枝文の職務命令は、君が代に批判的な教諭の思想を直ちに否定するものとはいえず、またピアノ伴奏が特定の思想を有することを外部に表明する行為とはいえない（最判平 19.2.27）。 ○
029	思想及び良心の自由は、それが内心の領域にとどまる場合であっても絶対的に保障されるものではなく、公共の福祉による制約がある。	思想及び良心の自由は、それが内心にとどまる限り絶対的に保障される。 ×

信教の自由

030	信教の自由とは、自己の信じる宗教を信仰し実践することについて国家権力に干渉されないことをいう。	枝文のとおり。 ○
031	信教の自由は、信仰の自由、宗教的行為の自由、奴隷的拘束からの自由の 3 つの内容から構成される。	「奴隷的拘束からの自由」は誤り。信教の自由の保障内容は、信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由である。 ×

032	宗教上の行為や儀式に参加しない自由についても憲法で保障されている。	憲法 20 条 2 項。
033	信教の自由は絶対無制約なものではなく、公共の福祉に基づいて制約を受ける場合があるが、内心における信仰の自由は絶対的に保障される。	なお、外部的な宗教的行為の自由については公共の福祉によって制約を受ける場合がある。
034	市が所有する土地を、孔子廟の施設の敷地として無償で使用させる行為は、政教分離原則に反する。	最大判令 3.2.24。

表現の自由

035	表現の自由とは、思想・信条・意見・知識・事実に対する認識等個人の内心における一切の精神作用を外部に公表する精神活動の自由をいう。	思想や情報をめぐって人と人とのコミュニケーションが自由に行われることが、国民が自らの社会を統治する民主主義の基礎となる。
036	表現の自由には、自己の主義主張、思想、事実等を他人に伝える自由だけではなく、情報を受け取る自由、すなわち知る権利も含まれる。	枝文のとおり。
037	検閲の禁止は、公共の福祉による例外を認めない絶対的禁止である。	憲法 21 条 2 項で定められる検閲の禁止は絶対的なものである。
038	他人の権利を侵害する表現行為の自由は、憲法上保障されない。	枝文のとおり。

039 □□□	新聞記者は、取材源に関する証言を拒絶し得る特権までは保障されていないから、取材源秘匿権を理由に刑事裁判で証言を拒絶することはできない。	最大判昭 27.8.6。	○
040 □□□	公務員から秘密に関する事項について取材をすることは、たとえその手段・方法が法秩序全体の精神から相当と是認されるようなものであっても、秘密の漏示を唆す行為であり、違法となる。	「手段・方法が法秩序全体の精神から相当と是認されるようなものであっても」は誤り。公務員から秘密に関する事項について取材をすることは、その取材の態様が社会観念上是認することのできない態様のものである場合に、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる（最判昭 53.5.31）。	×
041 □□□	公正な刑事裁判を実現するために必要不可欠である場合は、捜査機関が報道機関の保有するビデオテープを押収することも許される。	最決平元.1.30。	○
042 □□□	憲法が保障する表現の自由は、思想の表明と共に事実を伝えることにも及ぶことから、報道機関には、表現の自由を規定した憲法 21 条によって報道の自由が保障される。	報道は国民の知る権利に奉仕するものであるから、表現の自由の一環として憲法 21 条 1 項により保障される（最大決昭 44.11.26）。	○
043 □□□	報道のための取材の自由は、表現の自由の保障の趣旨に照らし、十分尊重されるべきであるものの、公正な裁判の実現のためには、ある程度の制約を受ける場合がある。	取材の自由は重要な権利ではあるものの、公正な裁判の実現との関係で、公正な刑事裁判を実現するにあたっての必要性や証拠として重要性によっては、取材の自由を一定程度制約することもやむを得ない（最大決昭 44.11.26）。	○

4 人身の自由

法定手続の保障

044 □□□	法定手続の保障は、刑罰を科す手続の法定のみならず、その内容が適正であることをも要求する。	法定手続の保障は、①刑事実体と②刑事手続が、③法定され、かつ、その④内容が適正であることを要求している。 ○
045 □□□	犯罪の構成要件が明確か否かは、通常の判断能力を有する一般人が、具体的場合において、当該行為が構成要件にあてはまる行為と判断できるか否かによって決定すべきである。	犯罪の構成要件が明確であるといえるためには、通常の判断能力を有する一般人が、具体的場合において、当該行為が構成要件にあてはまる行為と判断できなければならない（最大判昭50.9.10）。 ○

不当な逮捕からの自由

046 □□□	緊急逮捕については、一定の重大な犯罪について、緊急やむを得ない場合に限り、逮捕後直ちに裁判官の審査を受けて逮捕状を求めることを条件としていることから、令状主義に反するものではなく、合憲である。	最大判昭 30.12.14。 ○
047 □□□	令状主義の原則は、裁判官が事前に、逮捕すべき理由があるかどうかを審査することで、捜査機関による不当な逮捕を防ぐことを目的としている。	令状主義の原則の趣旨は、裁判官を関与させることによって逮捕権の濫用を抑止することにある。 ○
048 □□□	令状主義は、飽くまで裁判官の事前の審査・判断を受けることに意義があるのであって、事後に裁判官の審査を受けることは一切許されない。	緊急逮捕のように、逮捕後に裁判官の審査を受けることも許されている。 ×

不当な抑留及び拘禁からの自由

049	憲法 34 条は、不法な抑留と拘禁を防止するため、抑留と拘禁の手続的要件を定め、人身の自由を保障している。	枝文のとおり。	○
050	抑留とは一時的な身体の拘束、拘禁とはそれより継続的な身体の拘束を意味するとされ、いずれも正当な理由が必要である。	拘禁の場合には、被拘禁者の要求があれば、公開の法廷で、その理由が示される（憲法 34 条後段）。	○
051	奴隷的拘束とは、自由な人格者であることと両立しない程度の身体の自由の拘束状態であると解され、いわゆる「タコ部屋労働」等がこれに当たる。	奴隷的拘束には、自由意思による行動を制限し、そこからの脱出を事実上不可能にする状態を意味し、「苦役」と異なり、労働を伴うものに限定されない。	○

住居の不可侵

052	憲法 35 条が定める住居の不可侵は刑事手続に関する規定であるから、行政手続については適用がない。	憲法 35 条の保障は、本来は刑事手続に関するものであるが、実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつくような行政手続にも及び得る（最判昭 47.11.22）。	×
053	捜索差押許可状に、差し押さえるべき物としていくつかの例を挙げ、続いて「その他本件に関係があると思料される一切の文書及び物件」という記載をすることは、憲法 35 条が定める押収物の「明示」という要件を満たしているとはいえない。	「要件を満たしているとはいえない」は誤り。枝文同様の事例において判例は、押収物の明示の要件を満たしていると判断している（最大決昭 33.7.29）。	×
054	同一事件につき、同じ場所で同時に捜索と押収を併せて行う場合に、一通の捜索差押許可状によることは許される。	最大判昭 27.3.19。	○